

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月9日

【発行者名】 岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 田中 利幸

【電話番号】 03-3516-1432

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定（平成25年9月25日）
1,000万円とします。
継続申込期間（平成25年9月25日から平成27年1月8日まで）
5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成25年9月9日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年9月27日付および平成25年10月15日付および平成25年10月30日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(6)【申込単位】

[訂正前]

販売会社が定める単位とします。

ファンドの取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧ください。

[訂正後]

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

(9)【払込期日】

[訂正前]

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。

(略)

[訂正後]

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額です。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

ファンドの特色



日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に 実質的に投資します。

- 中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

ファンドが投資するアジア・オセアニア地域の株式は…
MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)の採用国および地域の株式です。

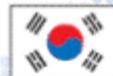
<投資対象国・地域>



香港



台湾



韓国



マレーシア



シンガポール



タイ



インド



インドネシア



フィリピン



中国



オーストラリア



ニュージーランド

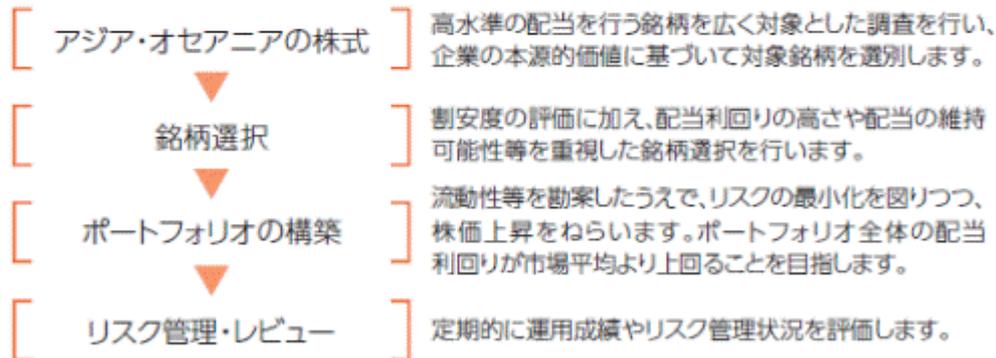
すべての投資対象国および地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります（平成 25 年 10 月末現在）。



2 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

- 高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。
- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて運用を行います。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド （適格機関投資家専用）の運用プロセス



※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



3 年1回決算を行います。

- 毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。
 - ・ 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
 - ・ 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
 - ・ 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

[訂正前]

平成25年9月25日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

[訂正後]

平成25年9月25日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

[訂正前]

ファンド・オブ・ファンズの仕組み



(略)

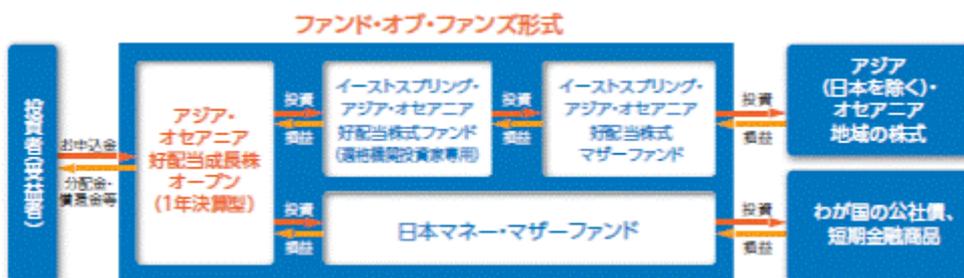
委託会社の概況（平成25年7月末日現在）

(略)

[訂正後]

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



(略)

委託会社の概況（平成25年10月末日現在）

(略)

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

投資対象とする投資信託証券の概要

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする投資信託証券の概要」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1. イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

| | |
|---------|---|
| 運用会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
| 基本方針 | 信託財産の成長を目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | <p>イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。（ファミリーファンド方式で運用されます。）</p> <p>マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本）の採用国および地域の株式に投資を行います。</p> |
| 投資態度 | <p>マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。</p> <p>定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。</p> <p>国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。）を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託しております。</p> |
| 主要な投資制限 | <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 決算日、 分配方針 | 毎月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、運用会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年率0.5775%（税抜0.55%） 消費税率が8%になった場合は、年率0.594%となります。 マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。 |
| その他の費用 | 申込手数料はありません。 株式等の売買委託手数料、財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等（マザーファンドにかかる費用を含んで記載しております。）を、投資信託財産中から支弁します。 |

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っております。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国プルデンシャル社(以下「最終親会社」)の関連子会社です。最終親会社は160年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2013年10月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。その運用資産総額は、2013年6月末現在、約4,270億英ポンド(約64兆円、1英ポンド=150.30円)に上ります。なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2. 日本マネー・マザーファンド

| | |
|--------------|---|
| 委託会社 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主要な投資制限 | 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 |
| 決算日、 分配方針 | 毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

| | |
|--------|--|
| その他の費用 | 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等を投資信託財産中から支弁します。 |
|--------|--|

(3) 【運用体制】

[訂正前]

(略)

| 会議名または部署名 | 役割 |
|------------------|--|
| (略) | |
| リスク管理部 (6名程度) | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| (略) | |

(略)

運用体制等につきましては、平成25年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

[訂正後]

(略)

| 会議名または部署名 | 役割 |
|------------------|---|
| (略) | |
| リスク管理部 (6名程度) | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| (略) | |

(略)

運用体制等につきましては、平成25年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

3 【投資リスク】

[訂正前]

(略)

<投資リスクに対する管理体制>

（ 略 ）

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

（ 略 ）

- ・ 社内規程・法令諸規則等に基づいて、有価証券届出書提出後、設定日までのリスク管理・モニタリングを行います。

[訂正後]

（ 略 ）

<投資リスクに対する管理体制>

（ 略 ）

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

（ 略 ）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

[訂正前]

信託報酬の総額

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.1025%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、年率1.134%となります。

<実質的な信託報酬の総額>

- ・ 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額です。

消費税率が8%になった場合は、年率0.594%となります。

- ・ 「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜1.60%）程度の率を乗じて得た額となります。

消費税率が8%になった場合は、年率1.728%となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

（ 略 ）

[訂正後]

信託報酬の総額

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、年率1.134%となります。

<実質的な信託報酬の総額>

- ・「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.5775%（税抜0.55%）を乗じて得た額です。

消費税率が8%になった場合は、年率0.594%となります。

- ・「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.60%）程度を乗じて得た額となります。

消費税率が8%になった場合は、年率1.728%となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

（ 略 ）

（4）【その他の手数料等】

[訂正前]

（ 略 ）

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.0105%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の財務諸表の監査費用を間接的にご負担いただきます。

消費税率が8%になった場合は、年率0.0108%となります。

（ 略 ）

[訂正後]

(略)

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0105%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の財務諸表の監査費用を間接的にご負担いただきます。

消費税率が8%になった場合は、年率0.0108%となります。

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

[訂正前]

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

個人受益者に対する課税

(略)

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%） |
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

法人受益者に対する課税

(略)

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%） |
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方

で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

上記の内容は平成25年7月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

[訂正後]

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

（ 略 ）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

法人受益者に対する課税

（ 略 ）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

（ 略 ）

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ 略 ）

上記の内容は平成26年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

平成25年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|------------------------|------|------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 10,072,297 | 97.52 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 100,010 | 0.97 |
| コール・ローン等、その他の資産(負債控除後) | | 156,223 | 1.51 |
| 合計(純資産総額) | | 10,328,530 | 100.00 |

<参考> イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 432,643,985,430 | 100.04 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 158,298,501 | 0.04 |
| 合計(純資産総額) | | 432,485,686,929 | 100.00 |

親投資信託「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|---------------|-----------------|---------|
| 株式 | オーストラリア | 136,093,368,091 | 30.34 |
| | イギリス | 8,797,766,547 | 1.96 |
| | バミューダ | 4,033,514,559 | 0.90 |
| | 香港 | 56,157,004,956 | 12.52 |
| | シンガポール | 44,567,956,795 | 9.94 |
| | マレーシア | 4,835,916,073 | 1.08 |
| | ニュージーランド | 2,540,607,653 | 0.57 |
| | タイ | 19,130,577,525 | 4.27 |
| | フィリピン | 7,614,470,317 | 1.70 |
| | インドネシア | 17,501,401,662 | 3.90 |
| | 韓国 | 19,582,409,124 | 4.37 |
| | 台湾 | 48,932,870,686 | 10.91 |
| | インド | 12,535,460,665 | 2.79 |
| | 中華人民共和国 | 47,509,026,029 | 10.59 |
| ケイマン諸島 | 3,618,288,392 | 0.81 | |
| 小計 | | 433,450,639,074 | 96.64 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 15,087,846,994 | 3.36 |
| 合計(純資産総額) | - | 448,538,486,068 | 100.00 |

<参考> 日本マネー・マザーファンド

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|--------|-------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 649,940,855 | 93.37 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 46,153,204 | 6.63 |
| 合計（純資産総額） | | 696,094,059 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----------|---|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) | 16,585,373 | 0.5813 | 9,641,248 | 0.6073 | 10,072,297 | 97.52 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本マネー・マザーファンド | 98,088 | 1.0196 | 100,010 | 1.0196 | 100,010 | 0.97 |

(種類別投資比率)

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.52 |
| 親投資信託受益証券 | 0.97 |
| 合計 | 98.49 |

<参考> イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|---------------|---|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | イーストスプリング・アジア・ オセアニア好配当株式マザー ファンド | 244,238,447,234 | 1.6868 | 412,003,297,778 | 1.7714 | 432,643,985,430 | 100.04 |

(種類別投資比率)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | 100.04 |
| 合計 | 100.04 |

親投資信託「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-------------|----|----------------------------------|----------|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| シンガ ポール | 株式 | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 銀行 | 9,962,759 | 1,293.15 | 12,883,419,510 | 1,339.28 | 13,342,975,679 | 2.97 |
| オースト ラリア | 株式 | TELSTRA CORP LTD | 電気通信サービス | 26,730,199 | 463.36 | 12,385,958,945 | 483.96 | 12,936,446,009 | 2.88 |
| オースト ラリア | 株式 | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 銀行 | 3,738,123 | 3,258.56 | 12,180,913,409 | 3,391.49 | 12,677,807,894 | 2.83 |
| オースト ラリア | 株式 | AUST AND NZ BANKING GROUP LTD | 銀行 | 3,981,176 | 2,879.44 | 11,463,571,753 | 3,154.65 | 12,559,244,736 | 2.80 |

| | | | | | | | | | |
|---------|----|------------------------------------|--------------------|-------------|----------|----------------|----------|----------------|------|
| 台湾 | 株式 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING | 半導体・半導体製造装置 | 33,566,323 | 348.39 | 11,694,506,933 | 368.49 | 12,369,190,025 | 2.76 |
| シンガポール | 株式 | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 電気通信サービス | 37,939,000 | 299.82 | 11,375,178,285 | 304.59 | 11,556,215,606 | 2.58 |
| オーストラリア | 株式 | SUNCORP GROUP LTD | 保険 | 9,140,805 | 1,224.41 | 11,192,173,489 | 1,251.56 | 11,440,318,008 | 2.55 |
| オーストラリア | 株式 | AMCOR LTD | 素材 | 10,599,243 | 973.54 | 10,318,829,427 | 1,010.98 | 10,715,707,482 | 2.39 |
| 中華人民共和国 | 株式 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H | 銀行 | 53,701,108 | 185.82 | 9,978,750,628 | 195.73 | 10,511,132,673 | 2.34 |
| オーストラリア | 株式 | SYDNEY AIRPORT | 運輸 | 26,448,700 | 372.56 | 9,853,933,971 | 390.35 | 10,324,347,905 | 2.30 |
| オーストラリア | 株式 | LEND LEASE CORP LIMITED | 不動産 | 9,322,314 | 988.52 | 9,215,308,750 | 1,052.17 | 9,808,718,784 | 2.19 |
| タイ | 株式 | BANGKOK BANK PLC-FOREIGN | 銀行 | 14,810,100 | 634.00 | 9,389,603,400 | 646.68 | 9,577,395,468 | 2.14 |
| シンガポール | 株式 | KEPPEL CORPORATION LIMITED | 資本財 | 10,702,000 | 837.87 | 8,966,901,719 | 868.46 | 9,294,340,255 | 2.07 |
| 中華人民共和国 | 株式 | BANK OF CHINA LTD-H | 銀行 | 197,882,000 | 45.88 | 9,079,439,594 | 46.01 | 9,104,590,396 | 2.03 |
| オーストラリア | 株式 | ORIGIN ENERGY LIMITED | エネルギー | 6,663,687 | 1,322.70 | 8,814,120,767 | 1,359.21 | 9,057,397,985 | 2.02 |
| 中華人民共和国 | 株式 | GUANGZHOU R&F PROPERTIES | 不動産 | 53,552,800 | 159.12 | 8,521,814,221 | 166.50 | 8,916,594,752 | 1.99 |
| イギリス | 株式 | STANDARD CHARTERED PLC | 銀行 | 3,631,650 | 2,303.05 | 8,363,878,795 | 2,422.52 | 8,797,766,547 | 1.96 |
| 香港 | 株式 | CHEUNG KONG HOLDINGS LTD | 不動産 | 5,512,000 | 1,565.87 | 8,631,086,464 | 1,559.51 | 8,596,057,704 | 1.92 |
| 韓国 | 株式 | KT&G CORP | 食品・飲料・タバコ | 1,146,797 | 7,213.67 | 8,272,626,582 | 7,381.43 | 8,465,013,247 | 1.89 |
| 香港 | 株式 | SJM HOLDINGS LTD | 消費者サービス | 25,816,000 | 277.07 | 7,153,045,648 | 323.46 | 8,350,688,612 | 1.86 |
| 香港 | 株式 | HSBC HOLDINGS PLC (HK REG) | 銀行 | 7,536,572 | 1,071.87 | 8,078,230,424 | 1,093.05 | 8,237,925,390 | 1.84 |
| 中華人民共和国 | 株式 | IND & COMM BK OF CHINA - H | 銀行 | 115,685,075 | 70.03 | 8,101,668,740 | 69.52 | 8,042,854,448 | 1.79 |
| 香港 | 株式 | CHINA RESOURCES POWER HOLDIN | 公益事業 | 30,226,000 | 238.61 | 7,212,346,613 | 261.19 | 7,894,744,053 | 1.76 |
| オーストラリア | 株式 | WOODSIDE PETROLEUM LTD | エネルギー | 2,078,090 | 3,547.81 | 7,372,687,185 | 3,635.81 | 7,555,545,390 | 1.68 |
| オーストラリア | 株式 | WESFARMERS LIMITED | 食品・生活必需品 小売り | 1,774,394 | 3,877.55 | 6,880,314,992 | 3,957.83 | 7,022,751,224 | 1.57 |
| 香港 | 株式 | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD | 銀行 | 20,956,000 | 315.84 | 6,618,816,386 | 322.19 | 6,751,991,766 | 1.51 |
| 台湾 | 株式 | QUANTA COMPUTER INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 28,333,400 | 216.07 | 6,122,139,405 | 237.51 | 6,729,607,501 | 1.50 |
| オーストラリア | 株式 | BHP BILLITON LTD | 素材 | 1,883,691 | 3,288.51 | 6,194,554,208 | 3,526.28 | 6,642,438,287 | 1.48 |
| インドネシア | 株式 | TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE | 電気通信サービス | 320,536,000 | 20.02 | 6,418,733,400 | 20.47 | 6,561,371,920 | 1.46 |
| インド | 株式 | BAJAJ AUTO LIMITED | 自動車・自動車部品 | 1,755,191 | 3,430.99 | 6,022,056,810 | 3,461.45 | 6,075,512,907 | 1.35 |

(種類別及び業種別投資比率)

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|---------|-----------|----------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 9.46 |
| | | 素材 | 5.73 |
| | | 資本財 | 3.05 |
| | | 商業・専門サービス | 1.27 |
| | | 運輸 | 2.30 |
| | | 自動車・自動車部品 | 2.43 |

| | | |
|----|--------------------|-------|
| | 消費者サービス | 3.88 |
| | 食品・生活必需品小売り | 2.30 |
| | 食品・飲料・タバコ | 1.89 |
| | 銀行 | 26.86 |
| | 各種金融 | 1.41 |
| | 保険 | 2.55 |
| | 不動産 | 7.35 |
| | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 6.87 |
| | 電気通信サービス | 14.76 |
| | 公益事業 | 1.76 |
| | 半導体・半導体製造装置 | 2.76 |
| 合計 | | 96.64 |

<参考> 日本マネー・マザーファンド

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|------|------|-------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|-------------|-----------------|
| 日本 | 国債証券 | 第395回国庫短期証券 | 220,000,000 | 99.99 | 219,981,876 | 99.99 | 219,981,876 | 0.0 | 2013年12月16日 | 31.60 |
| 日本 | 国債証券 | 第403回国庫短期証券 | 220,000,000 | 99.98 | 219,968,435 | 99.98 | 219,968,435 | 0.0 | 2014年1月20日 | 31.60 |
| 日本 | 国債証券 | 第389回国庫短期証券 | 210,000,000 | 99.99 | 209,990,544 | 99.99 | 209,990,544 | 0.0 | 2013年11月18日 | 30.17 |

(種類別投資比率)

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 93.37 |
| 合計 | 93.37 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)

親投資信託「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」のその他投資資産の主要なもの

| 資産の種類 | 買建/売建 | 通貨 | 数量 (契約額) | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|-------|-----------|------------------|---------------|---------------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建 | インドネシアルピア | 9,167,008,740.00 | 80,700,806 | 81,586,377 | 0.02 |
| | 売建 | 米ドル | 34,819,214.36 | 3,418,423,006 | 3,429,692,614 | 0.76 |

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 | 基準価額 (1口当たり) |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| | 円 | 円 |
| 第1期計算期間末 (平成25年10月10日) | 9,903,938 (分配付) 9,903,938 (分配落) | 0.9904 (分配付) 0.9904 (分配落) |
| 平成25年 9月末日 | 9,893,188 | 0.9893 |
| 10月末日 | 10,328,530 | 1.0329 |

【分配の推移】

| 期間 | 分配金 (1口当たり) |
|----------------------------------|----------------|
| 第1期計算期間 自平成25年 9月25日至平成25年10月10日 | 0円 |

【収益率の推移】

| 期間 | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第1期計算期間 自平成25年 9月25日至平成25年10月10日 | 1.0 |

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|------------|---------|
| 第1期計算期間 | 10,000,000 | 0 |

(参考情報)

運用実績



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

主な資産の状況

組入ファンド

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|--------|
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) | 97.52% |
| 日本マネー・マザーファンド | 0.97% |

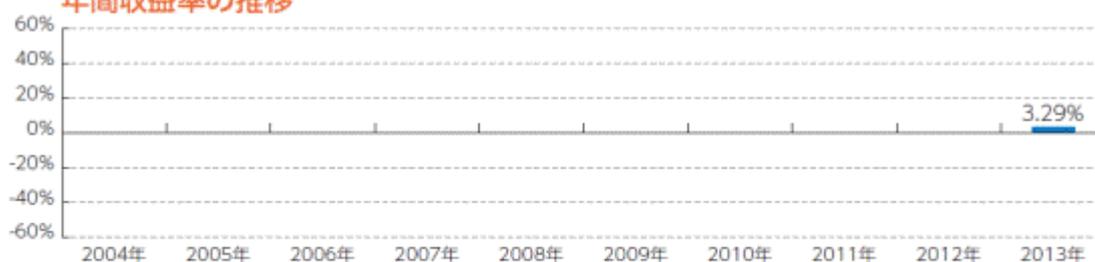
組入上位銘柄(イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド)

| 銘柄名 | 国/地域 | 業種 | 純資産比率 |
|------------------|---------|-------------|-------|
| DBSグループ・ホールディングス | シンガポール | 銀行 | 2.97% |
| テルストラ・コーポレーション | オーストラリア | 電気通信サービス | 2.88% |
| ナショナル・オーストラリア銀行 | オーストラリア | 銀行 | 2.83% |
| ANZ銀行グループ | オーストラリア | 銀行 | 2.80% |
| 台湾セミコンダクター | 台湾 | 半導体・半導体製造装置 | 2.76% |
| シンガポール・テレコム | シンガポール | 電気通信サービス | 2.58% |
| サンコープ・グループ | オーストラリア | 保険 | 2.55% |
| アムコー | オーストラリア | 素材 | 2.39% |
| 招商銀行 | 中華人民共和国 | 銀行 | 2.34% |
| シドニー・エアポート | オーストラリア | 運輸 | 2.30% |

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2013年はファンドの設定日から10月末までの騰落率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

[訂正前]

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

(略)

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合は、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（ 略 ）

[訂正後]

（ 略 ）

取得申込手続

（ 略 ）

- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（ 略 ）

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

（ 略 ）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成25年9月25日から平成25年10月10日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第1期 (平成25年10月10日現在) |
|-----------------|------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 967,202 |
| 投資信託受益証券 | 8,841,248 |
| 親投資信託受益証券 | 100,010 |
| 未収利息 | 1 |
| 流動資産合計 | 9,908,461 |
| 資産合計 | 9,908,461 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 212 |
| 未払委託者報酬 | 4,277 |
| その他未払費用 | 34 |
| 流動負債合計 | 4,523 |
| 負債合計 | 4,523 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | *1 10,000,000 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △96,062 |
| (分配準備積立金) | 62,691 |
| 元本等合計 | 9,903,938 |
| 純資産合計 | *3 9,903,938 |
| 負債純資産合計 | 9,908,461 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第1期 自 平成25年 9 月25日 至 平成25年10月10日 |
|------------------------|--|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 67,164 |
| 受取利息 | 39 |
| 有価証券売買等損益 | △158,742 |
| 営業収益合計 | △91,539 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 212 |
| 委託者報酬 | 4,277 |
| その他費用 | 34 |
| 営業費用合計 | 4,523 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △96,062 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △96,062 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △96,062 |
| 分配金 | *1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △96,062 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別 | 第1期 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
|----------------------------|--|
| 項 目 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、平成25年9月25日（設定日）から平成25年10月10日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第1期 (平成25年10月10日現在) |
|-------------------------|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 |

10,000,000口

2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額

元本の欠損 96,062円

*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たりの純資産額 0.9904円
(10,000口当たりの純資産額 9,904円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1期 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 | | |
|---------------------------------------|--------------|-------------|
| *1. 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 62,691円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | - 円 |
| 収益調整金額 | C | - 円 |
| 分配準備積立金額 | D | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 62,691円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 10,000,000口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 62円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | - 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | - 円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 期 別 | 第1期 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
|--------------------------|--|
| 項 目 | |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 |

2. 金融商品の時価に関する事項

| 期 別 | 第1期 (平成25年10月10日現在) |
|-----|------------------------|
| 項 目 | |

| | |
|------------------|---|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---------------------------------------|
| 第1期 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
| 該当事項はありません。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|---------------------------------------|
| 第1期 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| | |
|--------------------------|-------------|
| 第1期 (平成25年10月10日現在) | |
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 設定元本額 | 10,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | - 円 |

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 平成25年9月25日 至 平成25年10月10日)

(単位 : 円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 158,752 |
| 親投資信託受益証券 | 10 |
| 合 計 | 158,742 |

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【 附属明細表 】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------|---|------------|-----------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用） | 15,264,587 | 8,841,248 | |
| | 計 | 銘柄数：1 | 15,264,587 | 8,841,248 | |
| | | 組入時価比率：89.3% | | 100.0% | |
| | 投資信託受益証券合計 | | | 8,841,248 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 日本マネー・マザーファンド | 98,088 | 100,010 | |
| | 計 | 銘柄数：1 | 98,088 | 100,010 | |
| | | 組入時価比率：1.0% | | 100.0% | |
| | 親投資信託受益証券合計 | | | 100,010 | |
| | 合計 | | | 8,941,258 | |

(注) 1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
2.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本マネー・マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本マネー・マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

| 科目 | 期別 | 注記番号 | 平成25年10月10日現在 |
|---------|----|------|---------------|
| | | | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | | 46,114,149 |
| 国債証券 | | | 649,950,318 |
| 未収利息 | | | 62 |
| 流動資産合計 | | | 696,064,529 |
| 資産合計 | | | 696,064,529 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | | |
| 元本 | | *1 | 682,700,109 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金 | | | 13,364,420 |

| | | |
|----------|----|-------------|
| 純資産合計 | *2 | 696,064,529 |
| 負債・純資産合計 | | 696,064,529 |

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項 目 | 期 別 | 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
|----------------------------|-----|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | | <p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p> |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | | <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | | <p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）の計算期間に合わせるため、平成25年 9月25日から平成25年10月10日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成25年10月10日現在 | |
|-------------------------------|---------------------------|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 682,700,109口 |
| *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| | 1口当たりの純資産額 1.0196円 |
| | (10,000口当たりの純資産額 10,196円) |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項 目 | 期 別 | 自 平成25年 9月25日 至 平成25年10月10日 |
|--------------------------|-----|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | | <p>当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。</p> |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | | <p>当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 |
|-------------------|--|

2. 金融商品の時価に関する事項

| 項 目 | 期 別 平成25年10月10日現在 |
|------------------|---|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

(単位：円)

| 平成25年10月10日現在 | |
|----------------------------|-------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 平成25年 9月25日 |
| 期首元本額 | 682,602,021 |
| 期首より平成25年10月10日までの追加設定元本額 | 98,088 |
| 期首より平成25年10月10日までの一部解約元本額 | - |
| 期末元本額 | 682,700,109 |
| 平成25年10月10日現在の元本の内訳（*） | |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型） | 522,637,459 |
| 米国中小型株オープン | 12,778,739 |
| 新興国連続増配成長株オープン | 117,759,633 |
| 米国短期ハイ・イールド債券オープン | 29,426,190 |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型） | 98,088 |

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成25年9月25日 至 平成25年10月10日

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | - |
| 合 計 | - |

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

[附属明細表]

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|--------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 日本円 | 第380回国庫短期証券 | 220,000,000 | 219,997,092 | |
| | | 第389回国庫短期証券 | 210,000,000 | 209,979,582 | |
| | | 第395回国庫短期証券 | 220,000,000 | 219,973,644 | |
| | 計 | 銘柄数：3 | 650,000,000 | 649,950,318 | |
| | | 組入時価比率：93.4% | | 100.0% | |
| | 合計 | | | 649,950,318 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考> イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の経理状況

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社から提供された財務諸表です。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、当特定期間（平成25年4月9日から平成25年10月7日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は該当する財務諸表の直前に添付しております。

[財務諸表]

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

(1) 【貸借対照表】

| 区 分 | 注記 番号 | 前特定期間 (平成25年4月8日現在) | 当特定期間 (平成25年10月7日現在) |
|---------------------|----------|------------------------|-------------------------|
| | | 金 額(円) | 金 額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 親投資信託受益証券 | | 385,468,761,336 | 404,253,989,636 |
| 流動資産合計 | | 385,468,761,336 | 404,253,989,636 |
| 資産合計 | | 385,468,761,336 | 404,253,989,636 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払収益分配金 | | 7,533,036,304 | 3,052,066,096 |
| 未払受託者報酬 | | 13,696,532 | 14,415,871 |
| 未払委託者報酬 | | 174,630,791 | 183,802,391 |
| その他未払費用 | | 1,207,500 | 1,207,500 |
| 流動負債合計 | | 7,722,571,127 | 3,251,491,858 |
| 負債合計 | | 7,722,571,127 | 3,251,491,858 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1、2 | 617,461,992,169 | 693,651,385,547 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 3 | 239,715,801,960 | 292,648,887,769 |
| (分配準備積立金) | | (72,217,783,034) | (89,935,498,102) |
| 元本等合計 | | 377,746,190,209 | 401,002,497,778 |
| 純資産合計 | | 377,746,190,209 | 401,002,497,778 |
| 負債純資産合計 | | 385,468,761,336 | 404,253,989,636 |

(2) [損益及び剰余金計算書]

| 区 分 | 注記 番号 | 前特定期間 自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日 | 当特定期間 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日 |
|-----------|----------|---|---------------------------------------|
| | | 金 額(円) | 金 額(円) |
| 営業収益 | | | |
| 受取利息 | | 500 | - |
| 有価証券売買等損益 | | 92,027,368,521 | 1,074,982,052 |
| 営業収益合計 | | 92,027,369,021 | 1,074,982,052 |
| 営業費用 | | | |
| 受託者報酬 | | 64,006,600 | 82,332,760 |

| | | | |
|---|---|-----------------|-----------------|
| 委託者報酬 | 2 | 816,084,126 | 1,049,742,594 |
| その他費用 | | 1,207,500 | 1,207,500 |
| 営業費用合計 | | 881,298,226 | 1,133,282,854 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 91,146,070,795 | 58,300,802 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 91,146,070,795 | 58,300,802 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 91,146,070,795 | 58,300,802 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 633,723,195 | 255,593,623 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 296,918,157,611 | 239,715,801,960 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 25,901,391,206 | 8,077,451,399 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 25,901,391,206 | 8,077,451,399 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 39,127,455,714 | 37,013,438,397 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 39,127,455,714 | 37,013,438,397 |
| 分配金 | 1 | 20,083,927,441 | 24,194,391,632 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 239,715,801,960 | 292,648,887,769 |

(3) [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| |
|--|
| 当特定期間 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 平成25年10月6日が休業日のため、信託約款第46条より、特定期間末日を平成25年10月7日としております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前特定期間 (平成25年4月8日現在) | 当特定期間 (平成25年10月7日現在) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 568,602,204,458 円 | 617,461,992,169 円 |
| 期中追加設定元本額 | 100,127,455,714 円 | 94,522,438,397 円 |
| 期中一部解約元本額 | 51,267,668,003 円 | 18,333,045,019 円 |
| 2. 特定期間末日における 受益権の総数 | 617,461,992,169 口 | 693,651,385,547 口 |
| 3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額 | 元本の欠損 239,715,801,960 円 | 元本の欠損 292,648,887,769 円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| <p style="text-align: center;">前特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日</p> | <p style="text-align: center;">当特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日</p> |
|--|---|
| <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成24年10月10日から平成24年11月6日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（477,935,396円）、信託約款に規定する収益調整金（18,763,495円）及び分配準備積立金（22,670,334,822円）より分配対象収益は23,167,033,713円（1万口当たり424円）であり、うち491,539,044円（1万口当たり9円）を分配金額としております。</p> <p>平成24年11月7日から平成24年12月6日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（645,452,376円）、信託約款に規定する収益調整金（5,043,057円）及び分配準備積立金（22,157,205,998円）より分配対象収益は22,807,701,431円（1万口当たり427円）であり、うち640,552,265円（1万口当たり12円）を分配金額としております。</p> <p>平成24年12月7日から平成25年1月7日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（504,592,222円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（22,913,845,878円）、信託約款に規定する収益調整金（4,887,557円）及び分配準備積立金（21,478,748,930円）より、分配対象収益は44,902,074,587円（1万口当たり867円）であり、うち517,334,536円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p> | <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成25年4月9日から平成25年5月7日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,048,700,897円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（20,162,707,556円）、信託約款に規定する収益調整金（991,286,121円）及び分配準備積立金（72,217,783,034円）より分配対象収益は94,420,477,608円（1万口当たり1,509円）であり、うち2,001,766,705円（1万口当たり32円）を分配金額としております。</p> <p>平成25年5月8日から平成25年6月6日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（2,690,938,733円）、信託約款に規定する収益調整金（5,663,614,081円）及び分配準備積立金（92,380,490,590円）より分配対象収益は100,735,043,404円（1万口当たり1,518円）であり、うち8,357,289,940円（1万口当たり126円）を分配金額としております。</p> <p>平成25年6月7日から平成25年7月8日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,707,291,890円）、信託約款に規定する収益調整金（2,265,962,966円）及び分配準備積立金（92,377,753,464円）より分配対象収益は96,351,008,320円（1万口当たり1,418円）であり、うち3,940,630,964円（1万口当たり58円）を分配金額としております。</p> |

| <p style="text-align: center;">前特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日</p> | <p style="text-align: center;">当特定期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日</p> |
|---|--|
| <p>平成25年1月8日から平成25年2月6日までの計算期間</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,646,706,491円）、信託約款に規定する収益調整金（1,978,076,182円）及び分配準備積立金（44,384,740,051円）より、分配対象収益は70,009,522,724円（1万口当たり1,295円）であり、うち4,647,353,585円（1万口当たり86円）を分配金額としております。</p> | <p>平成25年7月9日から平成25年8月6日までの計算期間</p> <p>計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,540,988,697円）、信託約款に規定する収益調整金（1,946,836,572円）及び分配準備積立金（92,377,753,464円）より分配対象収益は95,865,578,733円（1万口当たり1,382円）であり、うち3,467,151,576円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>平成25年2月7日から平成25年3月6日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(1,258,273,660円)、信託約款に規定する収益調整金(2,214,967,114円)及び分配準備積立金(65,329,496,783円)より分配対象収益は68,802,737,557円(1万口当たり1,232円)であり、うち6,254,111,707円(1万口当たり112円)を分配金額としております。</p> <p>平成25年3月7日から平成25年4月8日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(900,459,150円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(9,680,108,324円)、信託約款に規定する収益調整金(6,666,480,254円)及び分配準備積立金(62,537,674,710円)より、分配対象収益は79,784,722,438円(1万口当たり1,292円)であり、うち7,533,036,304円(1万口当たり122円)を分配金額としております。</p> | <p>平成25年8月7日から平成25年9月6日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(3,367,928,588円)、信託約款に規定する収益調整金(20,127,128円)及び分配準備積立金(89,935,498,102円)より分配対象収益は93,323,553,818円(1万口当たり1,382円)であり、うち3,375,486,351円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>平成25年9月7日から平成25年10月7日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(583,617,395円)、信託約款に規定する収益調整金(2,494,606,148円)及び分配準備積立金(89,935,498,102円)より分配対象収益は93,013,721,645円(1万口当たり1,340円)であり、うち3,052,066,096円(1万口当たり44円)を分配金額としております。</p> |
| <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額</p> | <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p> |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| <p>前特定期間 自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日</p> | <p>当特定期間 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日</p> |
|---|--|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> |
| <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券であります。 当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 これは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> | <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> |

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |
|---|---------------------------------|

金融商品の時価等に関する事項

| <p>前特定期間 自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日</p> | <p>当特定期間 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日</p> |
|---|--|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> |
| <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> | <p>2. 時価の算定方法 同左</p> |
| <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p> | <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 前特定期間 (平成25年4月8日現在) | 当特定期間 (平成25年10月7日現在) |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円) | 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 15,912,777,836 | 8,532,453,016 |
| 合計 | 15,912,777,836 | 8,532,453,016 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| 区 分 | 前特定期間 (平成25年4月8日現在) | 当特定期間 (平成25年10月7日現在) |
|-----------------------------|------------------------|-------------------------|
| 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額) | 0.6118円 (6,118円) | 0.5781円 (5,781円) |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）[附属明細表]

1．有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（平成25年10月7日現在）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額(口) | 評価額(円) | 備 考 |
|---------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----|
| 親投資信託 受益証券 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド | 239,813,721,087 | 404,253,989,636 | - |
| 合 計 | - | 239,813,721,087 | 404,253,989,636 | - |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（1）貸借対照表

| 区 分 | 注記 番号 | (平成25年4月8日現在) | (平成25年10月7日現在) |
|------|----------|---------------|----------------|
| | | 金 額(円) | 金 額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |

| | | | |
|-------------|-----|-----------------|-----------------|
| 預金 | | 7,615,973,373 | 6,607,672,750 |
| 金銭信託 | | 761,592 | 141,718 |
| コール・ローン | | 9,370,469,908 | 4,703,418,570 |
| 株式 | | 385,987,671,375 | 407,317,368,036 |
| 未収入金 | | 588,635,320 | 665,602,658 |
| 未収配当金 | | 935,195,367 | 500,963,839 |
| 未収利息 | | 12,836 | 6,443 |
| 流動資産合計 | | 404,498,719,771 | 419,795,174,014 |
| 資産合計 | | 404,498,719,771 | 419,795,174,014 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | - | 5,416,400 |
| 未払金 | | 691,324,272 | - |
| 未払解約金 | | 12,044,964 | 29,675,960 |
| 流動負債合計 | | 703,369,236 | 35,092,360 |
| 負債合計 | | 703,369,236 | 35,092,360 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1、2 | 241,452,897,907 | 249,012,413,493 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 162,342,452,628 | 170,747,668,161 |
| 元本等合計 | | 403,795,350,535 | 419,760,081,654 |
| 純資産合計 | | 403,795,350,535 | 419,760,081,654 |
| 負債純資産合計 | | 404,498,719,771 | 419,795,174,014 |

(注)「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日 |
|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> |

| |
|--|
| <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| <p>3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。</p> |
| <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | (平成25年4月8日現在) | (平成25年10月7日現在) |
|--|-------------------|-------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 234,741,246,417 円 | 241,452,897,907 円 |
| 期中追加設定元本額 | 36,714,260,288 円 | 33,777,049,231 円 |
| 期中一部解約元本額 | 30,002,608,798 円 | 26,217,533,645 円 |
| 元本の内訳 | | |
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) | 230,488,376,786 円 | 239,813,721,087 円 |
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型) | 10,870,968,182 円 | 9,142,340,019 円 |
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(みずほSMA専用) | 93,552,939 円 | 56,352,387 円 |
| 合 計 | 241,452,897,907 円 | 249,012,413,493 円 |
| 2. 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日における受益権の総数 | 241,452,897,907 口 | 249,012,413,493 口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|--------------------------------|------------------------------|
| 自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日 | 自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日 |
|--------------------------------|------------------------------|

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> |
| <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> | <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> |
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>自 平成24年10月10日 至 平成25年 4月 8日</p> | <p>自 平成25年 4月9日 至 平成25年10月7日</p> |
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p> | <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | （平成25年4月8日現在） | （平成25年10月7日現在） |
|----|----------------------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 21,337,321,345 | 27,529,837,552 |
| 合計 | 21,337,321,345 | 27,529,837,552 |

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成24年10月10日から平成25年4月8日まで及び平成24年10月10日から平成25年10月7日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成25年4月8日現在）

該当事項はありません。

（平成25年10月7日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
|-----------|---------------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 米ドル | 916,800,000 | - | 913,083,600 | 3,716,400 |

| | | | | | |
|-----|-----------------|---------------|---|---------------|-----------|
| | 売建 オーストラリアドル | 916,800,000 | - | 918,500,000 | 1,700,000 |
| 合 計 | | 1,833,600,000 | - | 1,831,583,600 | 5,416,400 |

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | (平成25年4月8日現在) | (平成25年10月7日現在) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額) | 1.6724円 (16,724円) | 1.6857円 (16,857円) |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年10月7日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----|------------------------------|---------|-------|----------------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 米ドル | PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR | 373,200 | 70.21 | 26,202,372.00 | |
| 小計 | | | | 26,202,372.00 (2,548,180,677) | |

| | | | | | |
|------------|--------------------------------------|-------------|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| オーストラリアドル | ORIGIN ENERGY LIMITED | 6,663,687 | 14.13 | 94,157,897.31 | |
| | WHITEHAVEN COAL LTD | 8,354,433 | 1.90 | 15,873,422.70 | |
| | WOODSIDE PETROLEUM LTD | 2,078,090 | 37.90 | 78,759,611.00 | |
| | AMCOR LTD | 10,599,243 | 10.40 | 110,232,127.20 | |
| | BHP BILLITON LTD | 1,883,691 | 35.13 | 66,174,064.83 | |
| | ORICA LTD | 2,835,410 | 19.72 | 55,914,285.20 | |
| | RIO TINTO LTD | 141,407 | 60.47 | 8,550,881.29 | |
| | SYDNEY AIRPORT | 26,448,700 | 3.98 | 105,265,826.00 | |
| | CROWN LTD | 3,486,289 | 15.80 | 55,083,366.20 | |
| | WESFARMERS LIMITED | 1,443,480 | 41.30 | 59,615,724.00 | |
| | WOOLWORTHS LIMITED | 1,012,001 | 34.54 | 34,954,514.54 | |
| | AUST AND NZ BANKING GROUP LTD | 3,981,176 | 30.76 | 122,460,973.76 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 3,738,123 | 34.81 | 130,124,061.63 | |
| | WESTPAC BANKING CORPORATION | 929,941 | 32.42 | 30,148,687.22 | |
| | MACQUARIE GROUP LTD | 1,219,113 | 48.55 | 59,187,936.15 | |
| | SUNCORP GROUP LTD | 9,140,805 | 13.08 | 119,561,729.40 | |
| | LEND LEASE CORP LIMITED | 9,322,314 | 10.56 | 98,443,635.84 | |
| | TELSTRA CORP LTD | 26,730,199 | 4.95 | 132,314,485.05 | |
| 小計 | | | | 1,376,823,229.32 (126,474,981,845) | |
| ニュージーランドドル | TELECOM CORP OF NEW ZEALAND | 13,581,852 | 2.305 | 31,306,168.86 | |
| 小計 | | | | 31,306,168.86 (2,531,103,752) | |
| 香港ドル | CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED | 16,507,500 | 23.60 | 389,577,000.00 | |
| | PETROCHINA CO LTD-H | 51,564,000 | 8.61 | 443,966,040.00 | |
| | SJM HOLDINGS LTD | 25,816,000 | 21.80 | 562,788,800.00 | |
| | WYNN MACAU LTD | 9,585,200 | 28.15 | 269,823,380.00 | |
| | BANK OF CHINA LTD-H | 197,882,000 | 3.61 | 714,354,020.00 | |
| | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD | 20,956,000 | 24.85 | 520,756,600.00 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H | 53,701,108 | 14.62 | 785,110,198.96 | |
| | HSBC HOLDINGS PLC (HK REG) | 7,466,400 | 84.35 | 629,790,840.00 | |
| | IND & COMM BK OF CHINA - H | 115,685,075 | 5.51 | 637,424,763.25 | |
| | STANDARD CHARTERED PLC | 3,631,650 | 181.20 | 658,054,980.00 | |
| | CHEUNG KONG HOLDINGS LTD | 5,512,000 | 123.20 | 679,078,400.00 | |
| | GUANGZHOU R&F PROPERTIES | 53,552,800 | 12.52 | 670,481,056.00 | |
| | SINO LAND CO | 41,382,000 | 11.52 | 476,720,640.00 | |
| | VTECH HOLDINGS LTD | 2,851,300 | 103.30 | 294,539,290.00 | |
| | CHINA MOBILE LTD | 5,380,000 | 84.00 | 451,920,000.00 | |
| | HKT TRUST AND HKT LTD | 36,995,000 | 7.10 | 262,664,500.00 | |
| | CHINA RESOURCES POWER HOLDIN | 26,846,000 | 18.60 | 499,335,600.00 | |
| | 小計 | | | | 8,946,386,108.21 (112,187,681,796) |

| | | | | | |
|----------------|------------------------------------|-------------|------------|--|--|
| シンガポール ドル | KEPPEL CORPORATION LIMITED | 9,672,000 | 10.50 | 101,556,000.00 | |
| | SEMBCORP INDUSTRIES | 12,480,000 | 5.19 | 64,771,200.00 | |
| | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 9,962,759 | 16.26 | 161,994,461.34 | |
| | ASIAN PAY TELEVISION TRUST | 99,839,000 | 0.81 | 80,869,590.00 | |
| | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 37,939,000 | 3.77 | 143,030,030.00 | |
| 小計 | | | | 552,221,281.34 (43,100,871,008) | |
| マレーシアリ ンギット | PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT | 7,669,500 | 17.94 | 137,590,830.00 | |
| | AMMB HOLDINGS BHD | 1,823,000 | 7.40 | 13,490,200.00 | |
| 小計 | | | | 151,081,030.00 (4,632,144,379) | |
| タイバーツ | THAI OIL PCL FRGN | 26,922,800 | 60.00 | 1,615,368,000.00 | |
| | BANGKOK BANK PLC-FOREIGN | 14,810,100 | 200.00 | 2,962,020,000.00 | |
| | ADVANCED INFO SERVICE-FOREIGN | 5,372,200 | 263.00 | 1,412,888,600.00 | |
| 小計 | | | | 5,990,276,600.00 (18,569,857,460) | |
| フィリピンペ ソ | PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL | 794,770 | 3,020.00 | 2,400,205,400.00 | |
| 小計 | | | | 2,400,205,400.00 (5,400,462,150) | |
| インドネシア ルピア | INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT | 14,503,000 | 27,750.00 | 402,458,250,000.00 | |
| | BANK NEGARA INDONESIA PERSERO | 55,894,000 | 4,250.00 | 237,549,500,000.00 | |
| | BANK RAKYAT INDONESIA | 64,646,500 | 7,500.00 | 484,848,750,000.00 | |
| | TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE | 320,536,000 | 2,250.00 | 721,206,000,000.00 | |
| 小計 | | | | 1,846,062,500,000.00 (15,691,531,250) | |
| 韓国ウォン | S-OIL CORPORATION | 694,585 | 76,300.00 | 52,996,835,500.00 | |
| | LG CHEM LTD PFD | 96,418 | 137,000.00 | 13,209,266,000.00 | |
| | HYUNDAI MOTOR COMPANY | 428,387 | 116,500.00 | 49,907,085,500.00 | |
| | KT&G CORP | 1,146,797 | 77,400.00 | 88,762,087,800.00 | |
| 小計 | | | | 204,875,274,800.00 (18,643,650,006) | |
| 新台湾ドル | ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR | 48,848,522 | 29.20 | 1,426,376,842.40 | |
| | ASUSTEK COMPUTER INC | 5,454,000 | 234.50 | 1,278,963,000.00 | |
| | DELTA ELECTRONICS INC | 11,316,424 | 148.00 | 1,674,830,752.00 | |
| | LITE-ON TECHNOLOGY CORP | 27,980,614 | 50.30 | 1,407,424,884.20 | |
| | QUANTA COMPUTER INC | 28,333,400 | 64.50 | 1,827,504,300.00 | |
| | WISTRON CORP | 56,872,024 | 28.75 | 1,635,070,690.00 | |
| | TAIWAN MOBILE CO LTD | 12,336,000 | 104.00 | 1,282,944,000.00 | |
| | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING | 33,566,323 | 104.00 | 3,490,897,592.00 | |
| 小計 | | | | 14,024,012,060.60 (46,559,720,041) | |
| インドルピー | BAJAJ AUTO LIMITED | 1,755,191 | 2,117.90 | 3,717,319,018.90 | |
| | BANK OF BARODA | 6,039,233 | 520.50 | 3,143,420,776.50 | |
| 小計 | | | | 6,860,739,795.40 | |

| | | | | | |
|----|--|--|--|-------------------|--|
| | | | | (10,977,183,672) | |
| 合計 | | | | 407,317,368,036 | |
| | | | | (407,317,368,036) | |

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-------------|---------|--------------|----------------|
| 米ドル | 株式 1銘柄 | 100.0% | 0.6% |
| オーストラリアドル | 株式 18銘柄 | 100.0% | 31.1% |
| ニュージーランドドル | 株式 1銘柄 | 100.0% | 0.6% |
| 香港ドル | 株式 17銘柄 | 100.0% | 27.5% |
| シンガポールドル | 株式 5銘柄 | 100.0% | 10.6% |
| マレーシアリングgit | 株式 2銘柄 | 100.0% | 1.1% |
| タイバーツ | 株式 3銘柄 | 100.0% | 4.6% |
| フィリピンペソ | 株式 1銘柄 | 100.0% | 1.3% |
| インドネシアルピア | 株式 4銘柄 | 100.0% | 3.9% |
| 韓国ウォン | 株式 4銘柄 | 100.0% | 4.6% |
| 新台湾ドル | 株式 8銘柄 | 100.0% | 11.4% |
| インドルピー | 株式 2銘柄 | 100.0% | 2.7% |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)の取引の時価等に関する事項に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成25年10月31日現在)

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 10,335,000 円 |
| 負債総額 | 6,470 円 |
| 純資産総額(-) | 10,328,530 円 |
| 発行済数量 | 10,000,000 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0329 円 |

<参考> イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)

| | |
|------|-------------------|
| 資産総額 | 432,643,985,430 円 |
|------|-------------------|

| | | |
|-----------------|-----------------|---|
| 負債総額 | 158,298,501 | 円 |
| 純資産総額(-) | 432,485,686,929 | 円 |
| 発行済数量 | 712,180,884,870 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.6073 | 円 |

親投資信託「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」

| | | |
|-----------------|-----------------|---|
| 資産総額 | 449,241,650,415 | 円 |
| 負債総額 | 703,164,347 | 円 |
| 純資産総額(-) | 448,538,486,068 | 円 |
| 発行済数量 | 253,212,257,755 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.7714 | 円 |

<参考> 日本マネー・マザーファンド

| | | |
|-----------------|-------------|---|
| 資産総額 | 696,094,059 | 円 |
| 負債総額 | 0 | 円 |
| 純資産総額(-) | 696,094,059 | 円 |
| 発行済数量 | 682,700,109 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0196 | 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1【委託会社等の概況】

（平成25年10月末日現在）

| | |
|---------------------|------------|
| （1）資本金の額 | 10億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 825,000株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | なし |

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年10月末日現在、当社は、249本の証券投資信託（単位型株式投資信託30本、追加型株式投資信託156本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託47本）の運用を行っており、純資産総額は13,946億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|------------|-----------------------|-----------|-----------------------|------------|
| | 金 額 | | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | | 5,829,748 | | 6,106,221 |
| 有価証券 | | 3,298,206 | | 3,199,988 |
| 未収委託者報酬 | | 582,010 | | 743,347 |
| 未収運用受託報酬 | | 26,297 | | 148,616 |
| 未収投資助言報酬 | | 5,637 | | 5,609 |
| 前払費用 | | 34,096 | | 30,946 |
| 未収収益 | | 264 | | 121 |
| 繰延税金資産 | | 63,345 | | 59,846 |
| その他の流動資産 | | 865 | | 2,899 |
| 流動資産合計 | | 9,840,470 | | 10,297,596 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 *1 | | 175,209 | | 144,072 |
| 建物 | 36,865 | | 30,613 | |
| 器具備品 | 138,344 | | 113,458 | |
| 無形固定資産 | | 2,681 | | 2,364 |

| | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|------------|
| ソフトウェア | 559 | | 242 | |
| 電話加入権 | 2,122 | | 2,122 | |
| 投資その他の資産 | | 2,069,959 | | 3,268,958 |
| 投資有価証券 | 1,302,277 | | 1,485,543 | |
| 親会社株式 | 644,952 | | 1,633,632 | |
| 長期差入保証金 | 150,350 | | 138,067 | |
| その他 | 29,225 | | 29,225 | |
| 繰延税金資産 | 50,664 | | | |
| 貸倒引当金 | 17,510 | | 17,510 | |
| 投資損失引当金 | 90,000 | | | |
| 固定資産合計 | | 2,247,851 | | 3,415,395 |
| 資産合計 | | 12,088,322 | | 13,712,992 |

| 期 別 | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|---------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | 金 額 | | 金 額 | |
| 科 目 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (負債 の 部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 9,102 | | 20,437 |
| 前受投資助言報酬 | | 2,423 | | |
| 未払金 | | 373,562 | | 460,362 |
| 未払収益分配金 | 69 | | 60 | |
| 未払償還金 | 3,795 | | 3,795 | |
| 未払手数料 | 283,314 | | 352,362 | |
| その他未払金 | 86,383 | | 104,144 | |
| 未払費用 | | 244,251 | | 277,360 |
| 未払法人税等 | | 120,129 | | 135,348 |
| 未払消費税等 | | 24,817 | | 41,206 |
| 賞与引当金 | | 119,240 | | |
| 流動負債合計 | | 893,527 | | 934,715 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 103,572 | | 253,736 |
| 役員退職慰労引当金 | | 27,160 | | 29,850 |
| 繰延税金負債 | | | | 329,085 |
| 資産除去債務 | | 31,632 | | 32,175 |
| 長期未払金 | | | | 15,683 |
| 固定負債合計 | | 162,365 | | 660,531 |
| 負債合計 | | 1,055,892 | | 1,595,246 |
| (純 資 産 の 部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | 566,500 | | 566,500 |
| 資本準備金 | 566,500 | | 566,500 | |
| 利益剰余金 | | 9,387,988 | | 9,729,121 |
| 利益準備金 | 179,830 | | 179,830 | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | | 5,718,662 | |

| | | | | |
|--------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 繰越利益剰余金 | 3,489,496 | | 3,830,629 | |
| 株主資本合計 | | 10,954,488 | | 11,295,621 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 77,941 | | 822,124 |
| 評価・換算差額等合計 | | 77,941 | | 822,124 |
| 純資産合計 | | 11,032,429 | | 12,117,745 |
| 負債純資産合計 | | 12,088,322 | | 13,712,992 |

(2) 【損益計算書】

| 期 別 | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-----------|
| | (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) | | (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) | |
| 科 目 | 金 額 | | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 9,376,702 | | 9,375,527 |
| 運用受託報酬 | | 46,228 | | 172,528 |
| 投資助言報酬 | | 18,232 | | 17,281 |
| 営業収益計 | | 9,441,163 | | 9,565,338 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 5,120,825 | | 5,049,257 |
| 広告宣伝費 | | 197,828 | | 245,879 |
| 公告費 | | 1,861 | | 250 |
| 受益権管理費 | | 11,275 | | 11,634 |
| 調査費 | | 1,284,694 | | 1,205,647 |
| 調査費 | 217,345 | | 284,730 | |
| 委託調査費 | 1,067,349 | | 920,917 | |
| 委託計算費 | | 218,981 | | 223,541 |
| 営業雑経費 | | 224,765 | | 224,886 |
| 通信費 | 46,975 | | 48,257 | |
| 印刷費 | 166,251 | | 152,770 | |
| 諸経費 | | | 12,246 | |
| 協会費 | 8,409 | | 8,351 | |
| 諸会費 | 3,129 | | 3,261 | |
| 営業費用計 | | 7,060,232 | | 6,961,096 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,106,058 | | 1,230,336 |
| 役員報酬 | 124,707 | | 153,361 | |
| 給料・手当 | 895,319 | | 1,076,974 | |
| 賞与 | 86,032 | | | |
| 交際費 | | 18,762 | | 18,065 |
| 寄付金 | | 39,015 | | 41,841 |
| 旅費交通費 | | 53,988 | | 48,965 |
| 租税公課 | | 18,505 | | 22,377 |
| 不動産賃借料 | | 200,615 | | 193,493 |

| | | | | |
|-------------|--|-----------|--|-----------|
| 賞与引当金繰入 | | 119,240 | | |
| 退職給付費用 | | 23,022 | | 152,263 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 4,790 | | 5,870 |
| 固定資産減価償却費 | | 44,407 | | 36,468 |
| 諸経費 | | 340,584 | | 285,230 |
| 一般管理費計 | | 1,968,991 | | 2,034,913 |
| 営業利益 | | 411,940 | | 569,328 |

| 期 別 | 前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日) | | 当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日) | |
|--------------|--|---------|--|---------|
| | 金 額 | | 金 額 | |
| 科 目 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 *1 | | 19,049 | | 18,795 |
| 有価証券利息 | | 4,056 | | 3,326 |
| 受取利息 | | 1,442 | | 1,294 |
| 約款時効収入 | | 131 | | 13 |
| 賞与引当金戻入 | | | | 17,239 |
| 雑益 | | 45,964 | | 365 |
| 営業外収益計 | | 70,644 | | 41,035 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効後返還金 | | 1,550 | | 962 |
| 信託財産負担金 | | 327 | | 795 |
| 固定資産除却損 *2 | | 138 | | 15 |
| 雑損 | | 47 | | 35 |
| 営業外費用計 | | 2,063 | | 1,808 |
| 経常利益 | | 480,521 | | 608,554 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 30,950 | | 54,630 |
| 投資有価証券償還益 | | | | 30,325 |
| 特別利益計 | | 30,950 | | 84,955 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 32,200 | | |
| 投資有価証券償還損 | | | | 32,247 |
| 投資有価証券評価損 *3 | | | | 32,860 |
| 貸倒引当金繰入 | | 3,000 | | |
| 特別損失計 | | 35,200 | | 65,108 |
| 税引前当期純利益 | | 476,271 | | 628,401 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 252,318 | | 280,782 | |
| 法人税等調整額 | 23,951 | 228,366 | 26,513 | 254,268 |
| 当期純利益 | | 247,904 | | 374,132 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|----------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 566,500 | 566,500 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 566,500 | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 566,500 | 566,500 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 566,500 | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 179,830 | 179,830 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 179,830 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 3,274,591 | 3,489,496 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 3,489,496 | 3,830,629 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 9,173,083 | 9,387,988 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 9,387,988 | 9,729,121 |
| 株主資本合計 | | |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 当期首残高 | 10,739,583 | 10,954,488 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 10,954,488 | 11,295,621 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 30,570 | 77,941 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 47,370 | 744,183 |
| 当期末残高 | 77,941 | 822,124 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 30,570 | 77,941 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 47,370 | 744,183 |
| 当期末残高 | 77,941 | 822,124 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 10,770,153 | 11,032,429 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 262,275 | 1,085,315 |
| 当期末残高 | 11,032,429 | 12,117,745 |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>総平均法による原価法</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物 15年</p> <p>器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |
|----------------------------|---|

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上しておりましたが、当事業年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

(退職給付引当金)

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当事業年度末日において、23,521千円であり、その他未払金（流動負債）に7,837千円、長期未払金（固定負債）に15,683千円を計上しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成24年 3月31日) | 当事業年度 (平成25年 3月31日) |
|--|--|
| *1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 43,586 千円 器具備品 133,977 千円 | *1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 49,838 千円 器具備品 160,968 千円 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日) | 当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日) |
|---|--|
| *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 | *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 |
| *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 138 千円 | *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 15 千円 |
| | *3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。 投資先会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、投資有価証券評価損32,860千円を特別損失として計上しております。 なお、当該評価損は過年度に計上しておりました投資損失引当金90,000千円の戻入益と投資有価証券評価損122,860千円を相殺したものです。 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1)発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式（株） | 825,000 | | | 825,000 |

(2)配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月28日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式（株） | 825,000 | | | 825,000 |

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月26日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金預金 | 5,829,748 | 5,829,748 | |
| (2)有価証券 | 3,298,206 | 3,298,206 | |
| (3)未収委託者報酬 | 582,010 | 582,010 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 26,297 | 26,297 | |
| (5)投資有価証券 | 600,316 | 600,316 | |
| (6)親会社株式 | 644,952 | 644,952 | |
| (7)未払金（未払手数料） | 283,314 | 283,314 | |
| (8)未払法人税等 | 120,129 | 120,129 | |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金預金 | 6,106,221 | 6,106,221 | |
| (2)有価証券 | 3,199,988 | 3,199,988 | |
| (3)未収委託者報酬 | 743,347 | 743,347 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 148,616 | 148,616 | |
| (5)投資有価証券 | 936,443 | 936,443 | |
| (6)親会社株式 | 1,633,632 | 1,633,632 | |
| (7)未払金（未払手数料） | 352,362 | 352,362 | |
| (8)未払法人税等 | 135,348 | 135,348 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金(未払手数料)、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券、(5) 投資有価証券、(6) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 平成24年3月31日 | 平成25年3月31日 |
|---------|------------|------------|
| 非上場株式 | 701,961 | 549,100 |
| 長期差入保証金 | 150,350 | 138,067 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金預金 | 5,829,748 | | | |
| 未収委託者報酬 | 582,010 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 26,297 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 3,298,206 | 397,716 | 2,960 | |
| 合計 | 9,736,262 | 397,716 | 2,960 | |

当事業年度(平成25年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金預金 | 6,106,221 | | | |
| 未収委託者報酬 | 743,347 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 148,616 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 3,199,988 | 568,739 | 4,720 | |
| 合計 | 10,198,173 | 568,739 | 4,720 | |

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

| | | （単位：千円） | | |
|--------------------------|-----------|--------------|-----------|---------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | （１）株式 | 733,260 | 605,961 | 127,298 |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 2,718,551 | 2,718,501 | 49 |
| | 社債 その他 | | | |
| | （３）その他 | 212,768 | 204,226 | 8,542 |
| | 小計 | 3,664,579 | 3,528,689 | 135,890 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | （１）株式 | 9,035 | 12,350 | 3,315 |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 579,654 | 579,678 | 23 |
| | 社債 その他 | | | |
| | （３）その他 | 290,205 | 302,044 | 11,839 |
| | 小計 | 878,895 | 894,073 | 15,177 |
| | 合計 | 4,543,474 | 4,422,762 | 120,712 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

| | | （単位：千円） | | |
|--------------------------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | （１）株式 | 1,893,815 | 618,311 | 1,275,503 |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 2,699,445 | 2,698,898 | 546 |
| | 社債 その他 | | | |
| | （３）その他 | 341,998 | 291,226 | 50,772 |
| | 小計 | 4,935,258 | 3,608,436 | 1,326,822 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | （１）株式 | | | |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 299,853 | 299,880 | 27 |
| | 社債 その他 | | | |

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| (3) その他 | 534,951 | 587,088 | 52,136 |
| 小計 | 834,804 | 886,969 | 52,164 |
| 合計 | 5,770,063 | 4,495,405 | 1,274,658 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 549,100千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却した其他有価証券

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|---------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 198,750 | 30,950 | 32,200 |
| 合計 | 198,750 | 30,950 | 32,200 |

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|---------|--------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | 84,630 | 54,630 | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | | | |
| 合計 | 84,630 | 54,630 | |

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度(証券総合型DC 岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 退職給付債務(千円) | 103,572 | 429,752 |
| (1)年金資産(千円) | | 205,027 |
| (2)退職給付引当金(千円) | 103,572 | 253,736 |
| (3)未認識数理計算上の差異(千円) | | 29,011 |

(注)当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1)勤務費用(千円)(注)1 | 16,397 | 40,010 |
| (2)利息費用(千円) | | 4,812 |
| (3)原則法への変更による費用処理額(千円)(注)2 | | 87,114 |
| (4)期待運用収益(千円) | | 616 |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額(千円) | | 10,118 |
| (6)退職給付費用(千円) | 16,397 | 141,437 |
| (7)その他(千円)(注)3 | 6,625 | 10,825 |

(注)1.前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「(1)勤務費用」に計上しております。
2.当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。
3.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2)割引率

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| | 0.99% |

(3)期待運用収益率

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| | 0.5% |

(4)数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| | |

| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 |
|--|--|
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 45,311 千円 | 賞与引当金 千円 |
| 退職給付引当金 36,768 千円 | 退職給付引当金 90,076 千円 |
| 役員退職慰労引当金 9,641 千円 | 役員退職慰労引当金 10,596 千円 |
| ゴルフ会員権評価損 3,231 千円 | ゴルフ会員権評価損 3,231 千円 |
| 貸倒引当金 6,216 千円 | 貸倒引当金 6,216 千円 |
| その他有価証券評価差額金 5,674 千円 | その他有価証券評価差額金 19,211 千円 |
| 投資有価証券評価損 3,002 千円 | 投資有価証券評価損 3,002 千円 |
| 未払広告宣伝費 29,217 千円 | 未払広告宣伝費 42,193 千円 |
| 投資損失引当金 31,950 千円 | 投資損失引当金 千円 |
| 資産除去債務 11,229 千円 | 資産除去債務 11,422 千円 |
| その他 18,184 千円 | その他 24,324 千円 |
| 繰延税金資産の合計 200,427 千円 | 繰延税金資産の合計 210,276 千円 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 負ののれん償却額 28,908 千円 | 負ののれん償却額 千円 |
| その他有価証券評価差額金 48,445 千円 | その他有価証券評価差額金 471,745 千円 |
| その他 9,063 千円 | その他 7,770 千円 |
| 繰延税金負債の合計 86,417 千円 | 繰延税金負債の合計 479,516 千円 |
| 繰延税金資産の純額 114,009千円 | 繰延税金資産の純額 269,239千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 41.0% | 法定実効税率 38.0% |
| （調整） | （調整） |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 8.1% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.9% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.0% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.4% |
| 住民税均等割等 0.5% | 住民税均等割等 0.4% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 4.1% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 |
| 還付法人税等 2.7% | 還付法人税等 |
| その他 1.1% | その他 0.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 47.9% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 40.5% |
| 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 | |
| <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。</p> <p>この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。</p> | |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|---------------------|---|---|
| 期首残高(千円) | 10,933 | 31,632 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額(千円) | 20,282 | |
| 時の経過による調整額(千円) | 416 | 543 |
| 期末残高(千円) | 31,632 | 32,175 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------|--------|------------------|-----------|--------------------|----------------------------|------------------|--------------|-----------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの募集取扱 役員の出向 4名 | 支払手数料の支払 (注2) | 3,450,056 | 未払 手数料 | 181,880 |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------|--------|------------------|-----------|--------------------|-----------------|------------------|--------------|-----------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの 募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 3,109,435 | 未払 手数料 | 201,400 |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) | | (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) | |
|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,372円64銭 | 1株当たり純資産額 | 14,688円17銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 300円49銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 453円49銭 |

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
|------------------|---|---|
| 当期純利益（千円） | 247,904 | 374,132 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | | |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 247,904 | 374,132 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 825,000 | 825,000 |

2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額（千円） | 11,032,429 | 12,117,745 |
| 純資産の部から控除する合計額（千円） | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円） | 11,032,429 | 12,117,745 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） | 825,000 | 825,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

| 期 別 | 当中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|----------|-------------------------|-----------|
| | 注記 番号 | 金 額 |
| 科 目 | | 千円 |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 7,553,633 |
| 有価証券 | | 1,799,775 |
| 未収委託者報酬 | | 914,976 |
| 未収運用受託報酬 | | 7,540 |
| 未収投資助言報酬 | | 13,506 |
| 繰延税金資産 | | 31,071 |
| その他流動資産 | | 54,291 |

| | | |
|--------------|-----|------------|
| 流動資産合計 | | 10,374,794 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | * 1 | 136,138 |
| 無形固定資産 | | 5,664 |
| 投資その他の資産 | | 3,808,801 |
| 投資有価証券 | | 3,658,869 |
| その他 | | 167,441 |
| 貸倒引当金 | | 17,510 |
| 固定資産合計 | | 3,950,604 |
| 資産合計 | | 14,325,398 |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 6,436 |
| 前受運用受託報酬 | | 3,140 |
| 未払金 | | 577,345 |
| 未払収益分配金 | | 53 |
| 未払償還金 | | 3,795 |
| 未払手数料 | | 442,325 |
| 未払事業所税 | | 2,377 |
| その他 | | 128,794 |
| 未払法人税等 | | 244,643 |
| その他流動負債 | | 203,955 |
| 流動負債合計 | | 1,035,522 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 232,559 |
| 役員退職慰労引当金 | | 33,020 |
| 繰延税金負債 | | 373,197 |
| 資産除去債務 | | 32,452 |
| その他固定負債 | | 7,838 |
| 固定負債合計 | | 679,067 |
| 負債合計 | | 1,714,589 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | 566,500 |
| 資本準備金 | | 566,500 |
| 利益剰余金 | | 10,158,618 |
| 利益準備金 | | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | 9,978,788 |
| 別途積立金 | | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | | 4,260,126 |
| 株主資本合計 | | 11,725,118 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 885,690 |
| 評価・換算差額等合計 | | 885,690 |
| 純資産合計 | | 12,610,808 |
| 負債・純資産合計 | | 14,325,398 |

中間損益計算書

| 科 目 | 期 別 | 当中間会計期間 (自 平成 25年4月 1日 至 平成 25年9月30日) | |
|--------|-----|---|-----------|
| | | 注記 番号 | 金 額 |
| 営業収益 | | | 千円 |
| 委託者報酬 | | | 6,020,517 |
| 運用受託報酬 | | | 15,294 |
| 投資助言報酬 | | | 7,520 |
| 営業収益計 | | | 6,043,332 |

| | | |
|--------------|----|-----------|
| 営業費用 | | 4,294,264 |
| 一般管理費 | *1 | 1,082,572 |
| 営業利益 | | 666,495 |
| 営業外収益 | *2 | 74,842 |
| 営業外費用 | | 276 |
| 経常利益 | | 741,061 |
| 特別利益 | | |
| 特別損失 | | |
| 税引前中間純利益 | | 741,061 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 240,617 |
| 法人税等調整額 | | 37,945 |
| 中間純利益 | | 462,497 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：千円）

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 1,000,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | |
| 当中間期末残高 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 566,500 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | |
| 当中間期末残高 | | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 566,500 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | |
| 当中間期末残高 | | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | | 179,830 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | |
| 当中間期末残高 | | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | | 5,718,662 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | |
| 当中間期末残高 | | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 3,830,629 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 4,260,126 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 9,729,121 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 10,158,618 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 11,295,621 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 11,725,118 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 822,124 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 63,565 |
| 当中間期末残高 | 885,690 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 822,124 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 63,565 |
| 当中間期末残高 | 885,690 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 12,117,745 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 493,063 |
| 当中間期末残高 | 12,610,808 |

[重要な会計方針]

| | |
|------------------|---|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法） |
|------------------|---|

| | |
|-------------------------------|--|
| 2. 固定資産の減価償却方法 | <p>有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p style="padding-left: 40px;">建 物 ... 8 ~ 15年 器具備品 ... 4 ~ 15年</p> <p>無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p> |
| 4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。</p> |

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

（*1）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、221,547 千円 であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. (*1)減価償却実施額

| | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 14,324 千円 |
| 無形固定資産 | 400 千円 |

2. (*2)営業外収益の主要なもの

| | |
|----------|-----------|
| 有価証券利息 | 979 千円 |
| 受取配当金 | 62,749 千円 |
| 広告宣伝費負担金 | 10,000 千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|-------|----------|----|----|----------|
| 普通株式 | 825,000株 | | | 825,000株 |

2. 配当に関する事項

平成25年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月26日 |

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|-----------|----|
| (1)現金預金 | 7,553,633 | 7,553,633 | |
| (2)有価証券 | 1,799,775 | 1,799,775 | |
| (3)未収委託者報酬 | 914,976 | 914,976 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 7,540 | 7,540 | |
| (5)投資有価証券 | 3,658,869 | 3,658,869 | |
| (6)親会社株式 | 1,668,744 | 1,668,744 | |
| (7)未払金（未払手数料） | 442,325 | 442,325 | |
| (8)未払法人税等 | 244,643 | 244,643 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金預金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、(7)未払金（未払手数料）、(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券、(6)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 非上場株式 | 549,100 |
| 長期差入保証金 | 138,216 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|---------|------------|-----------|-----------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | （１）株式 | 1,988,126 | 618,311 | 1,369,814 |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 1,499,853 | 1,499,789 | 63 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （３）その他 | 602,801 | 510,226 | 92,575 |
| | 小計 | 4,090,780 | 2,628,327 | 1,462,453 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | （１）株式 | | | |
| | （２）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 299,922 | 299,942 | 20 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （３）その他 | 518,841 | 608,109 | 89,268 |
| | 小計 | 818,763 | 908,052 | 89,288 |
| | 合計 | 4,909,543 | 3,536,379 | 1,373,164 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 549,100千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|--------------|
| 当事業年度期首 | 32,175千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円 |
| 時の経過による調整額 | <u>276千円</u> |
| 当中間会計期間末残高 | 32,452千円 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

| | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 15,285円82銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 560円60銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額の算定上の基礎 | |
| 純資産の部の合計額（千円） | 12,610,808 |
| 純資産の部から控除する合計額（千円） | |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額（千円） | 12,610,808 |
| 1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株） | 825,000 |
| 1株当たり中間純利益算定上の基礎 | |
| 中間純利益金額（千円） | 462,497 |
| うち普通株主に帰属しない金額（千円） | |
| 普通株式に係る中間純利益金額（千円） | 462,497 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 825,000 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成25年3月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

| 名 称 | 資本金の額（百万円） 平成25年3月末日現在 | 事業の内容 |
|-----|---------------------------|-------|
|-----|---------------------------|-------|

| | | |
|------------------------|--------|---------------------------------|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| あかつき証券株式会社 | 2,065 | |
| アーク証券株式会社 | 2,619 | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 8,000 | |
| 飯塚中川証券株式会社 | 100 | |
| 今村証券株式会社 | 500 | |
| エイチ・エス証券株式会社 | 3,000 | |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 | |
| 香川証券株式会社 | 555 | |
| 寿証券株式会社 | 305 | |
| 坂本北陸証券株式会社 | 450 | |
| 三縁証券株式会社 | 150 | |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 | |
| 篠山証券株式会社 | 100 | |
| 荘内証券株式会社 | 100 | |
| 大熊本証券株式会社 ¹ | 343 | |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215 | |
| 高木証券株式会社 | 11,069 | |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 | 6,100 | |
| ふくおか証券株式会社 | 2,198 | |
| 長野証券株式会社 | 600 | |
| 播陽証券株式会社 | 112 | |
| 丸福証券株式会社 | 852 | |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 | |
| むさし証券株式会社 | 5,000 | |
| 山和証券株式会社 | 585 | |
| 八幡証券株式会社 | 1,260 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| 株式会社西京銀行 | 12,690 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社佐賀共栄銀行 | 2,679 | |
| 株式会社大正銀行 | 2,689 | |
| 株式会社中京銀行 ² | 31,844 | |
| 株式会社東北銀行 | 13,233 | |
| 株式会社栃木銀行 | 27,408 | |
| 株式会社富山第一銀行 | 8,000 | |
| 株式会社福岡中央銀行 | 2,500 | |
| 株式会社福邦銀行 | 7,300 | |
| 株式会社豊和銀行 | 12,495 | |

1 大熊本証券株式会社の資本金の額は、平成25年9月末日現在です。

2 株式会社中京銀行は、平成26年1月15日より募集・販売等の取扱いを開始します。

3 【資本関係】

[訂正前]

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

[訂正後]

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株（持株比率6.29%）保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」の平成25年9月25日から平成25年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」の平成25年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。